

協定区域	西区井吹台北町1丁目の一部 (裏面 区域図参照)		認可・更新 年月日	認可 2005年8月8日
	面積	6,777.61 m ²		更新 2015年12月22日
用途地域	第1種低層住居専用地域		有効期間	2015年12月22日～2025年12月21日(10年)

協定内容の概要

- (1) 建築物の用途は、1区画1戸建て専用住宅とする。但し、次のいずれかに該当する場合はこの限りではない。
- イ 延べ面積の1/2以上を居住の用に供し、かつ次のいずれかに掲げる用途（これらの用途に供する部分の床面積の合計が50 m²を超えるものを除く。）を兼ねる住宅。
- a 学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類するもので委員会が認めたもの。
- b 美術品又は工芸品を製作するためのアトリエ又は工房。（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）
- ロ 親子等の居住する2世帯住宅は建築確認で認められれば玄関の数に関係なく建築可能とする。
- (2) 現状地盤面は、変更してはならない。但し、造園などの為の必要最小限の変更はこの限りでない。
- (3) 看板・広告塔その他これらに類するものは、当該権利者に係るもの及び文化、政治、宗教等営利を目的としないものに限り設置できるものとする。
- (4) 外構工事及び建物等の変更工事を行う場合には、街並みを著しく阻害するような変更は控えるように努めなければならない。

※この地区は隣接地・除外地はありません。

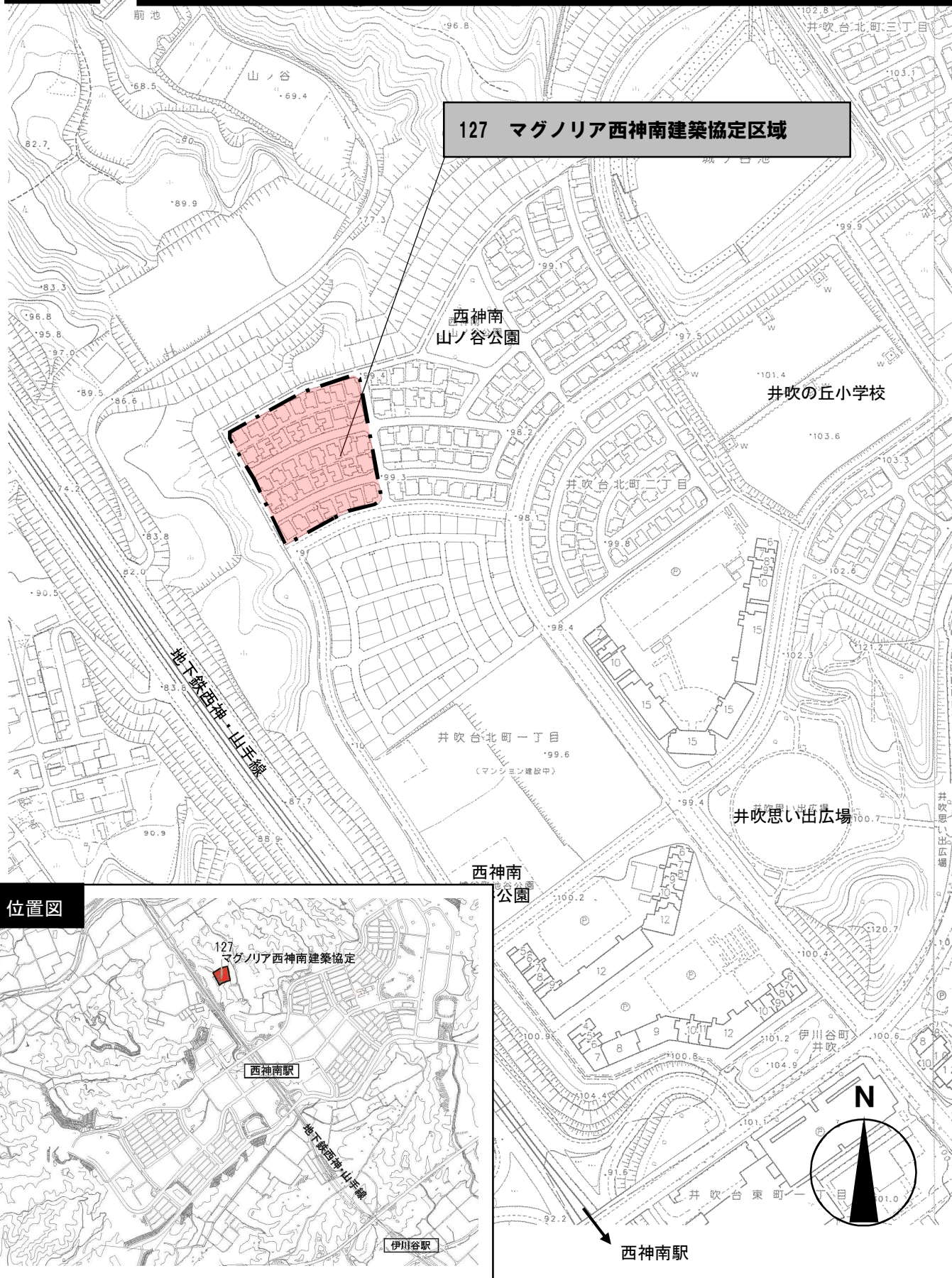
運営委員会連絡先 委員長

詳しくは建築協定運営委員会まで問い合わせして下さい。

127

マグノリア西神南

127 マグノリア西神南建築協定区域



位置図

